

【1】交際費等の範囲から除外される飲食費(p.6)

令和6年度税制改正により、損金不算入となる交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準が、1人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられました。この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費に適用されます。この規定の適用に当たっては、次の事項に留意してください。

◆ 書類に次の事項を記載して保存する必要があります。①飲食等のあった年月日 ②飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名又は名称およびその関係 ③飲食等に参加した者の数 ④その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地(店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等) ⑤その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

◆ 10,000円の判定に当たっては、法人が適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式または税込経理方式)により算定した価額により行います。支払先がインボイスの発行事業者でない場合は仕入税額控除として認められない金額が算出されますが、この金額を含

んだ額が飲食費になります(税抜経理の場合)。

【2】所得税定額減税の概要(p.6)

令和6年度税制改正で成立した所得税定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収から実施することになります。給与の支払者は定額減税の基準日における在職者の各月の減税額や控除額などを管理しなければならず、そのためのシステム改修などが必要になってきます。早めに準備を始めましょう。

定額減税の対象となる人 令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である人。

定額減税額 本人…30,000円 同一生計配偶者および扶養親族…1人につき30,000円

給与支払者の事務 令和6年6月1日以後に支払う給与等の源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務(月次減税事務)と年末調整時点での精算事務(年調減税事務)の2つの事務を行います。月次減税事務では、源泉徴収税額から月次減税額を控除し、控除しきれない額は、以後に支払われる給与等の源泉徴収税額から控除します。源泉徴収事務の便宜のため、「各人別控除事績簿」を作成することになります。

【3】知らなきゃ損する!? 補助金・助成金活用はじめの一步(p.8)

コロナ禍の時期から「補助金」あるいは「助成金」という言葉を聞く機会が増えたのではないのでしょうか。実際に「補助金」「助成金」の検索回数が2020年4月以降に大幅に増加しています。どちらも原則的に返済不要なため、資金繰り改善だけでなく、思い切った設備投資が可能になるなどのメリットがあります。苦しい時の頼みの綱と考えるだけでなく、より未来志向の経営改善にも補助金・助成金を活用して頂きたいです。

● **そもそも補助金・助成金とは?** 国や自治体などが特定の政策目標に合わせて事業者の取り組みをサポートするために資金の一部を給付するものです。原則として事業完了後の精算払いであり、返済義務はありませんが、補助の可否や金額については審査があり、申請すれば必ずもらえるものではありません。

● **補助金事業は“ビジネスコンテスト”** 補助金を出すいわばスポンサーである国や自治体は、投資先である事業者に対して税収増というリターンを求めます。そのため、事業計画の審査では、補助対象事業としての適格性、費用対効果、市場性、実現性、新規性、独自性、具体性等が採択の基準となりますので、それに見合った計画を提出する必要があります。

● **補助金・助成金の最新動向** 「物価高対策」「持続的賃上げ・所得向上と地方の成長」「国内投資の促進」「人口減少対策」「国民の安全・安心の確保」がこのところの5本柱です。これらをもとに助成金等の施策が展開されるため、情報をとりこぼさないことが重要です。

《今号は児玉尚士が担当いたしました。》